

1 大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続

【施策番号 20】

文部科学省においては、平成 29 年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和 3 年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学、その所在する地方公共団体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。

このほか、令和 4 年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8 大学において法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。こうした取組の結果、令和 4 年 5 月 1 日時点で、20 大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターや Ai センターなど死因究明等に関連するセンターが設置されている。

資 2-1

法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況

法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況

令和4年5月現在

○法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況（81大学中20大学に設置）

No.	大学名	センター等の名称	設置年月
1	北海道大学	死因究明教育研究センター	平成28年4月
2	旭川医科大学	死因究明等科学技術センター	平成30年11月
3	東北大学	Aiセンター	平成22年4月
4	群馬大学	Aiセンター	平成20年10月
5	千葉大学	法医学教育研究センター	平成26年4月
6	新潟大学	死因究明教育センター	平成29年7月
7	福井大学	先進イメージング教育研究センター	平成23年5月
8	信州大学	Aiセンター	平成30年3月
9	三重大学	Aiセンター	平成21年6月
10	京都大学	総合解剖センター	昭和57年10月
11	島根大学	Aiセンター	平成23年6月
12	広島大学	死因究明教育研究センター	平成29年4月
13	愛媛大学	Aiセンター	平成26年8月
14	佐賀大学	Aiセンター	平成22年4月
15	長崎大学	死因究明医育成センター	平成22年4月
16	大分大学	基礎医学画像センター	平成22年8月
17	福島県立医科大学	死因究明センター	平成27年4月
18	横浜市立大学	臨床法医学センター	令和元年10月
19	大阪公立大学	一般社団法人法医鑑定・死因究明支援センター	平成22年1月
20	金沢医科大学	アナトミーセンター	平成26年4月

○今後の設置予定

No.	大学名	センター等の名称	設置予定年月
1	大阪大学	高度死因究明センター（仮称）	令和5年以降

出典：文部科学省資料による

TOPICS

2 滋賀医科大学における基礎研究医養成活性化プログラムによる取組

滋賀医科大学（連携大学：京都府立医科大学、大阪医科薬科大学（以下「滋賀医科大学等」という。))では、令和3年度に文部科学省の「基礎研究医養成活性化プログラム」に「地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成」事業が採択され、法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成を行う取組を行っている。

同事業は、正確な死因究明を行うことにより防ぎ得る内因死や外因死の効果的予防対策の立案、被虐待者や犯罪被害者に対する虐待等の痕跡の見逃しを防ぎ適切に対応することによる地域の安全等の向上等を目的として、滋賀医科大学等のそれぞれの特長を生かしながら、地域と連携して社会に貢献する医師等を養成する事業となっている。滋賀医科大学等では年間に計400体以上の法医解剖や死体検案等の法医実務に加え、被虐待児や被虐待高齢者の診察や成傷器等の鑑定、犯罪被害者や遺族の心のケアなどの業務を行っており、学生はこれら法医実務を幅広く経験しながら知識や技術を習得することとなっている。さらに、予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）体制整備モデル事業への参画、死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）や大規模災害対応訓練への参加、地域警察医会での情報交換等により、学生は地域連携の重要性についても習得することとなっている。

本事業は博士課程の正規課程として法医臨床医養成コース（Forensic Physician）、法歯科医養成コース（Forensic Dentist）、法医専門医養成コース（Forensic Specialist）と地域の医師・歯科医師が、外傷学、中毒学、人類遺伝学など多分野の専門家による全8回の講習に参加して知識や技術を習得するインテンシブコースが用意されており、令和4年度には正規課程に8名の学生が入学し、インテンシブコースでは18人の医師と36人の歯科医師が修了している。本事業に参加することで、継続的な死因究明体制維持の重要性の理解のほか、法医学の知識を生かした実践的運用能力を習得、地域における死因究明等の活動に直ちに従事できることとなる。事業開始初年度から多くの医師・歯科医師が参加しているところ、地域住民の防ぎうる死の予防対策の立案や安全の確保、健康増進のため、今後も質の高い医師・歯科医師の継続的な養成を図っていくこととしている。

TOPICS

地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の育成

【法医学の知見・能力を活用できる実地医家】

- ◆ 死体検案・身元確認
- ◆ 被害者・高齢者の診察
- ◆ 犯罪被害者、家族の心身ケア
- ◆ 大規模災害時の医療活動
- ◆ 矯正医療



【死因究明等に関する優れた知識・技能を有する専門家】

- ◆ 法医学解剖
- ◆ 法医学画像診断
- ◆ 生化学・毒物検査
- ◆ 病理組織学的検査
- ◆ DNA解析・個人識別
- ◆ 事故再現 (FEモデル)

鑑定



先進的・特色ある取り組みに基づく教育



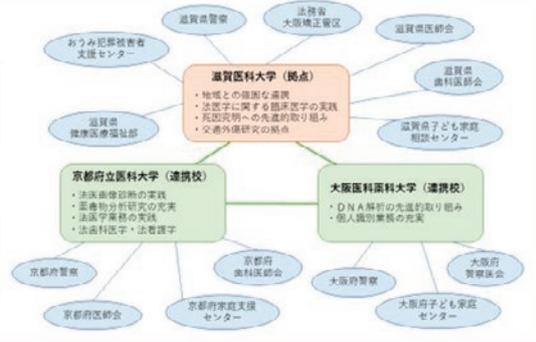
地域・社会との連携に基づく3校の取り組み

【3校連携の強み】

- ◆ 地域で活躍する医者の育成が共通の使命
- ◆ 3校ともに充実した実務経験
- ◆ 年間約400件の法医学解剖、750以上のCT画像診断の実績
- ◆ 互いに補完し合う高い専門性
- ◆ 地域との連携に基づく臨床法医学の実践

【期待される効果】

- ◆ 法医学の知識・技能を修得した医師・歯科医師が地域で活躍
- ◆ 死因究明等に関する地域の施策を円滑に推進
- ◆ 地域のヘルスプロモーション・セーフティプロモーションに寄与



出典：文部科学省本事業ホームページ



大学院生発表会の様子

出典：滋賀医科大学本事業ホームページ



災害訓練の様子

滋賀医科大学提供